

日之影町農業委員会 第14回総会

開催日時 : 令和6年9月24日(火) 午前10時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 山本 英二 矢通 広信 佐藤 陽子
 一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 押方 徹 中川 今朝久 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第45号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第46号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第47号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 2番 松本 貴美子 委員、3番 今村 浩二三 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第45号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	現地については、事務局と9月11日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの73歳です。 譲受人の〇〇さんは48歳、〇〇にお住まいで、〇〇の〇〇さんの息子さんになります。 場所は、〇〇から〇〇に抜ける大規模林道の最初のカーブのところになります。 〇〇さんの旦那さんが4～5年前に亡くなられ、耕作できなくなったため〇〇さんに譲渡することになったようです。申請地には栗が作付けされています。 売買金額は96,300円になります。 ご審議をお願いします。
委員	ここは一筆で何枚ありますか。
事務局	一筆で4枚あります。
委員	〇〇さんに後継者はいないのですか。
事務局	家族はみなさん県外に住まわれています。
委員	ほかに農地はあるのですか。
担当委員	自宅のまわりにあります。アグリに頼んで草刈等を行っているようです。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第45号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第46号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と9月6日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいの74歳です。
譲受人の〇〇さんは77歳で〇〇集落にお住まいです。
場所は、大規模林道から〇〇集落に入る入り口になります。
〇〇の〇〇さんが購入予定でしたが、登記が終わる前に亡くなってしまい、耕作者が不在の状態でしたが今回〇〇さんが購入することになったようです。
売買金額は10万円になります。
ご審議をお願いします。

委員 ここは耕作ができる状態でしょうか。

担当委員 草刈等を行えばできると考えられます。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第46号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第47号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と9月12日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお勤めの60歳です。
譲受人の〇〇さんは〇〇集落にお住まいの48歳、主に水稻や飼料作物を作付けされています。
場所は、〇〇集落内になります。
以前より〇〇さんが作付けをされており今回の贈与の話になったようです。
申請地には水稻及び柚子が作付けされてありました。
ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第47号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。第14回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。